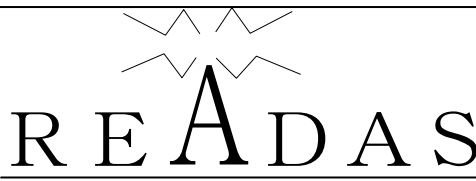


第 4454 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月30日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 特定事業用資産の買換え

**Q**：法人の特定事業用資産の買換えで、長期所有土地等から国内の土地等、建物、構築物、機械装置等への買換えが改正になったとか。どのようになりましたか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

買換えの中で一番使いやすいといわれている長期所有土地等から国内の土地等、建物、構築物、機械装置等への買換えは、今年の税制改正で、買換資産が次のように改正されました。（アンダーラインが改正部分）

国内にある土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設「特定施設」の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて一定のやむを得ない事情があるものに限る）で、その面積が300㎡以上のものに限る）、建物、構築物もしくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち一定のもの

なお、この取扱いは平成24年1月1日以後に譲渡して同日以後に取得する買換資産から適用されますが、譲渡が平成23年12月31日前であれば、買換資産の取得が平成24年1月1日以後であっても、改正前の適用が受けられることとなっています。

また、一定の先行取得についても経過措置が設けられています。

